

○富山市城址公園バス駐車場管理規則

令和元年6月28日

富山市規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、城址公園バス駐車場（以下「駐車場」という。）の管理及び駐車場の使用に係る富山市都市公園条例（平成17年富山市条例第234号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(車両の制限)

第2条 駐車場を使用できる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する乗車定員が30人以上の大型自動車及び乗車定員が11人以上の中型自動車で、大きさ（積載物を含む。）が長さ12メートル以下のものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用手続)

第3条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、入場する際に駐車券の交付を受けなければならない。

2 使用者は、出場する際に駐車券を提出し、駐車場使用料を現金で納付しなければならない。

(駐車券の紛失等)

第4条 使用者は、駐車券を紛失したとき、又は駐車券の汚損若しくは破損により駐車券の記載印字事項が不明になったときは、直ちに駐車券紛失等届を市長に提出しなければならない。

(駐車の拒否)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 引火性又は発火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれ

があるとき。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では、徐行し、追越しをしないこと。
- (2) 駐車位置を離れる自動車を優先通行させること。
- (3) 標識及び係員の指示に従うこと。

(禁止行為)

第7条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。